

## 精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、本町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

公の施設の概要

申請受付期間

利用料金に関する事項

指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)

申請の資格

選定及び管理の基準

管理に係る業務の範囲及びその内容

前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、前条に規定する申請受付期間内に町長に提出しなければならない。

指定を受けようとする公の施設の事業計画書

指定を受けようとする公の施設の収支計画書

当該団体の経営状況を説明する書類

前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(選定の方法等)

第4条 町長は、前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

住民の平等な利用を確保するとともに、利便性が図られるもの

であること。

公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第2条の公募によらず指定管理者の候補者として選定することができる。

公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるときで、かつ、町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体(以下「出資団体等」という。)の場合

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者が管理運営する公の施設に関する条例に、当該施設の指定管理者として現に指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)を候補者として選定できる規定がある場合

2 前項の規定により選定するときは、町長は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等又は現指定管理者と協議を行い、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 町長は、前2条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

指定期間に関する事項

事業計画に関する事項

利用料金に関する事項

事業報告及び業務報告に関する事項

町が支払うべき管理費用に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

公の施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項

前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第9条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を維持することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取り消しについて準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後5月31日以内にその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

管理業務の実施状況及び利用状況

使用料又は利用に係る料金の収入の実績

管理に係る経費の収支状況

前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するため町長が

## 必要と認める事項

### (原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

### (損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など個人情報の適切な管理のため第7条第1項の協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とする。

### (情報公開)

第14条 指定管理者は、公の施設の管理に関し保有する情報の公開について第7条第1項の協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

### (教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第12条までの規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

### (委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 精華町個人情報保護条例の一部改正 )

2 精華町個人情報保護条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「実施機関以外のものに委託」の次に「( 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）」を加え、「契約」を「契約等」に改める。

( 精華町情報公開条例の一部改正 )

3 精華町情報公開条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

( 指定管理者の情報公開 )

第25条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する情報であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する情報であって実施機関が公文書として保有していないものについて、その情報の開示請求があったときは、指定管理者に対して、その情報を実施機関に提出するよう求めるものとする。

# 精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 この規則は、本町の公の施設のうち町長が所管するものについて適用する。

## (指定の申請書)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第4号に規定する町長が特に必要なものとして認める書類は、次に掲げる書類とする。

定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

## (変更の届出)

第4条 指定管理者は、条例第3条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、変更届出書（別記様式第2号）により町長に届け出なければならない。

## (申請者に対する通知)

第5条 町長は、条例第4条の規定により候補者を選定した場合において、当該候補者として選定されなかった団体があるときは、当該団体に対して指定管理者指定等決定通知書（別記様式第3号）により指定管理者の指定をしない旨を通知するものとする。

## (指定管理者の指定の通知)

第6条 町長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者として指定した団体に対して指定管理者指定等決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

## (告示する事項)

第7条 条例第6条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、次に掲げる事項とする。

指定をした日

管理を行わせる公の施設の名称

指定を受けた団体の名称及び所在地

指定の期間

2 条例第9条第3項の規定により準用する条例第6条第2項の規定により指定管理者の指定の取消しにおいて告示する事項は、次に掲げる事項とする。

指定を取り消した日

指定を取り消された団体が管理を行っていた公の施設の名称

指定を取り消された団体の名称及び所在地

(指定の取消し等)

第8条 条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消し通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

2 条例第9条第1項の規定による管理の業務の全部又は一部の停止の命令は、業務停止命令通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(事業報告書)

第9条 条例第10条に規定する事業報告書は、別記様式第6号とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この附則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地  
団体等の名称  
代表者氏名

### 指定管理者指定申請書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書  
定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類  
法人にあっては、当該法人の登記簿謄本  
前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類



別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地  
団体等の名称  
代表者氏名

変更届出書

年 月 日に申請した指定管理者指定申請書に変更が生じましたので、精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて届け出ます。

1 公の施設の名称

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

第 年 月 日  
号

様

精華町長

印

指定管理者指定等決定通知書

年 月 日付けで申請があった指定管理者の指定について、  
次のとおり決定しましたので通知します。

1 指定管理者に指定します。

公の施設の名称

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指定管理者に指定しません。

(指定しない理由)

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第 4 号 ( 第 8 条関係 )

第 年 月 日  
号

様

精華町長

印

### 指定管理者指定取消し通知書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 9 条の規定により、次の施設の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

1 公の施設の名称

2 取消し年月日 年 月 日から 年 月 日まで

3 取消しの理由

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として ( 訴訟において町を代表する者は町長となります。 ) 提起することができます ( なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 ) ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

別記様式第5号(第8条関係)

第 年 月 日  
号

様

精華町長



### 業務停止命令通知書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条の規定により、次のとおり業務の停止を命令します。

1 公の施設の名称

2 停止対象業務

3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第6号(第9条関係)

年 月 日

精華町長 様

申請者 所在地  
団体等の名称  
代表者氏名

### 事業報告書

精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

#### 1 公の施設の名称

#### 2 報告事項

管理業務の実施状況及び利用状況  
使用料又は利用に係る料金の収入の実績  
管理に係る経費の収支状況  
管理の実態を把握するために必要な事項